

福岡県医発第207号(地)

平成17年 4月22日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



結核予防法第22条第1項の規定による届出について

時下貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、結核予防法第22条第1項の規定に基づき、医師は診察の結果受診者が結核患者であると判断したときには、2日以内に保健所長に届けなければならないことになっておりますが、同項の規定が遵守されていない違法な事例が多数判明していることから、改めて届出義務を遵守するよう求める通知が厚生労働省健康局結核感染症課長より日本医師会を通じて別添のとおりありました。

本通知は、4月1日に改正された結核予防法により、その刑罰が10万円以下の罰金から50万円以下の罰金に引き上げられ、届出義務違反については重大な法令違反となることもあり、改めて届出義務の遵守を徹底するものであります。

つきましては、貴職におかれましても、本件につきましてご了知いただきますとともに、結核患者であると診断したときは2日以内に保健所長へ届けていただきますよう、貴会会員への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(地Ⅲ6)

平成17年4月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

結核予防法第22条第1項の規定による届出について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、結核予防法第22条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときには、2日以内に保健所長に届けなければならないことになっておりますが、同項の規定が遵守されていない違法な事例が多数判明していることから、改めて届出義務を遵守するよう求める通知が厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長に対しなされました。

本通知は、4月1日より改正された結核予防法により、その刑罰が10万円以下の罰金から50万円以下の罰金に引き上げられ、届出義務違反については、重大な法令違反となることもあり、改めて届出義務の遵守を徹底するものであります。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び会員に対し、結核患者であると診断したときは2日以内に保健所長に届けていただきますよう、周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。



健感発第0331001号
平成17年3月31日

各 都道府県
政令市
特別区
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

結核予防法第22条第1項の規定による届出について

結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、2日以内に、その患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっているが、同項の規定が遵守されていない違法な事例が多数判明していることから、改めて同項による届出義務を遵守させるため、その趣旨等を周知することとしたので、内容を十分御了知の上、関係者に十分周知するとともに、その実施に遺憾のなきを期されたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準とする。

記

法第22条第1項の規定による届出（以下単に「届出」という。）は、結核患者を保健所において把握し、結核患者について、法第5条の規定による定期外の健康診断、法第24条第1項の規定による結核登録票への登録、法第28条第1項の規定による従業禁止命令、法第29条第1項の規定による入所命令、法第34条第1項及び第35条第1項の規定による医療費の公費による負担等を行うための前提となるものであり、届出の義務の担保は刑事罰によって確保されているものである。

届出を怠った医師は、法第63条第1号の規定により罰金が科せられるが、結核予防法の一部を改正する法律（平成16年法律第133号）により、その刑罰が10万

円以下の罰金から50万円以下の罰金に引き上げられ、届出義務違反については、重大な法令違反となることから、貴職におかれては、違反が判明した際には、その是正方行政指導を行うとともに、繰り返し違反を行う者や悪質な事例については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき刑事告発を行うことも十分想定し得るので、配意すること。

あわせて、法第28条第1項の規定による従業禁止命令、法第29条第1項の規定による入所命令、法第34条第1項及び第35条第1項の規定による医療費の公費による負担その他の法の規定を結核患者について適用するに当たっては、届出がされていることを確認すること。